

令和元年度（2019年度）第3回

伊丹市子ども・子育て審議会

議 事 要 旨

令和元年（2019年）10月23日（水）

【開催日時】 令和元年（2019年）10月23日（水）午後1時30分～3時30分

【開催場所】 市役所議会棟 第二委員会室

【出席委員】 芝野委員、乾委員、川村委員、石川委員、安見委員、濱名委員
佐藤委員、大澤委員、黒瀬委員、井上委員、神田委員、田中委員
今村委員、筒井委員、大野委員

【欠席委員】 4名

【署名委員】 井上委員、佐藤委員

【傍聴者】 4名

【協議事項】

(1) 第5章「子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（案）」

(1) 幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）

(2) 保育所及び認定こども園（保育所機能部分）

(3) 地域子ども・子育て支援事業

・時間外保育事業（延長保育）

・病児保育事業

・一時預かり事業（幼稚園型、保育所等・ファミリーサポートセンター）

(2) 第4章「施策の展開（案）」について

【議事要旨】

・開会

・委員就任、会長・副会長選出

・会議の成立及び公開について

委員19名中15名出席、会議は成立している。

署名委員は井上委員と佐藤委員。

傍聴者は4名。

・議題

1. 第5章「子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（案）」

担当職員により、資料1に基づき、第5章「子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制（案）」について説明。

(質疑)

川村委員：

第2期計画では、令和2年度に待機児童が出ることになっているが、いかがなものか。保育所定員の弾力的運用で対処するという注釈を入れるのか、あるいはこれ以降、保育所の定員増などの措置をして待機児童を出さないようにするのか。

事務局：

計画値は目指すべき姿であり、どの年度も待機児童を出さない方針で進めるのが本来の姿である。ただ、初年度については保育所定員の弾力的運用で対応していく予定なので、その旨、注釈を入れる。

事務局：

令和2年4月1日開園予定の保育所等の合計で259人の定員増となる。来年の4月までにさらに定員を増やすことは難しいため、弾力的運用で対応していきたいと考えている。

川村委員：

定員増や保育士増などの、市としてできる限りの対策をした上で、それでも新年度の待機児童数をゼロにすることが難しいのであれば、対応策をきちんと併記するか、第2期計画を発表する際に納得のいく説明をしてほしい。

大澤委員：

2ページに「家庭の教育方針や保護者が就労していない等の理由により現在、幼稚園、保育所等を利用していない方を除く」とあるが、幼稚園、保育所を利用していない方の人数を教えてください。また、対象者は増えているのか。

事務局：

正確な数字は調べた上で追って報告する。保護者が就労している家庭または小さいうちから幼児教育を受けさせたいという家庭が増えており、3歳から5歳の対象者は1割を切っている。

石川委員：

事業概要には「保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領などにに基づき、乳幼児期の保育を行う事業」と定義されているが、無認可施設は計画に入っているのか。小規模保育施設はどうか。

事務局：

無認可施設及び企業型保育施設は計画値に入れていない。小規模保育施設は計画に入れている。

石川委員：

無償化対象の施設は全部入っていると考えていいのか。

国の制度で作られている企業型保育施設について市はどのような関与を行うのか。市の計画に組み入れるのか、入れないのか。

事務局：

企業型保育施設を計画の対象に位置付けている自治体もあるが、本市では第 1 期計画から対象外としており、第 2 期計画もそれを踏襲している。今後、企業型保育施設の受け入れ人数が増加するなど、計画の対象にした方がよい状況になるかもしれないが、現時点では入れていない。全ての無償化対象施設がこの計画の中に含まれている訳ではない。

石川委員：

企業型保育施設やそれに類する保育施設の経営破綻や、施設で不適切な保育が行われていることが報道されている。施設が破綻した場合に預け先のない子どもが出ないように柔軟に対応できる枠を作っておくなど、万が一の事態に備えた計画にしてほしい。

事務局：

第 1 期計画では、市が十分に対応できる施設を中心に考え、企業主導型保育施設は計画に盛り込んでいない。第 2 期計画はそれを踏襲したものである。また、認可施設で対応するというのが市の方針である。第 2 期計画では令和 3 年度以降の増員で余力が生じる可能性があると考えており、認可外保育施設が破たんした場合も含めて、受け入れ体制を整備していきたい。

石川委員：

国は無認可施設を無償化の対象に含めるという方針を示し、伊丹市も新 5 歳児の保育料無償化の対象施設として無認可施設を含めている。国は施設等の改善に努めた無認可施設を認可するという方向を打ち出しているが、伊丹市も同様か。

事務局：

今後、認可施設の新設や認可外施設の認可も含めて保育ニーズに対応していきたいと考えている。認可外保育施設の保育の質を担保するため、市は確認行為を行っている。また、県では指導監査を行っている。今後は市でも幼児教育ビジョンを広めていく過程で、認可外保育施設の方にも研修に参加していただいたり、こちらから訪問したりするなど顔の見える距離で保育の質の向上に努めていく。

石川委員：

認可外保育施設の無償化に関する国の保証は 5 年間である。自治体が適切な対応をしなければ、自治体が財政を支えることになる可能性もある。そういったことを踏まえた計画にしていくべきだと思う。

事務局：

認可外保育施設については、5 年で国の基準に適合しないと無償化の対象施設から外れることになる。

井上委員：

提供量と利用実績を見ると十分足りているように見えるが、預けたい保育所に入れられないという問題がある。そういった場合、弾力的運用は適用されるのか。

また、⑥多様な主体の参入促進事業の事業概要に「新規参入事業者に対する相談、助言等巡回支援や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を推進するための事業」とあるが、新規参入事業者というのは全くの新規だけなのか、状況に応じて既存の園にも適用されるのか教えてほしい。

事務局：

待機児童解消のために、弾力的運用は必要だと考えている。希望した施設に入所が難しい方については希望を聞きながら対応していきたい。

多様な主体の参入促進事業は、国の地域子ども・子育て支援事業の 13 事業の 1 つで、認定こども園で特別な支援を必要とする子どもを受け入れるための職員の加配についての事業である。また、多様な主体の参入促進事業ではないが、類似の補助事業として伊丹市には私立幼稚園の特別支援教育と振興補助がある。これは県の私学助成の特別補助に該当しない子どもに対して伊丹市が独自に補助をしている事業である。こちらは、子どもの数に応じて対応している。

石川委員：

公立幼稚園や保育所では支援が必要なお子さんを預からないというわけではなく、人員を配置した上で預かっていただいている。私立幼稚園については、認定こども園等に移行した園も含めて私学助成の対象として特別支援振興補助金が出されている。これは国の基準で該当児童が 2 人いる場合に 1 人 79 万円が出されることになっており、1 人の場合は補助対象にならない。県が単独で 39 万円付けているのが実態である。

園長会で時々話題になるのは、無償化の関係で、支援が必要なお子さんの入園希望が増えるのではないかとということである。伊丹市内の私立幼稚園及び認定こども園では、支

援の必要なお子さんを受け入れようとはしているが、補助の関係で努力にも限界がある。つまり加配が約束できず、園側としてはお断りしているつもりはなくとも、利用者からすると断られたと受け取られるという実態がある。

利用者がつらい思いをしなくてすむ仕組みづくりをぜひ考えていただきたい。伊丹市は他の自治体と比べても特別支援に対する取り組みを頑張っていたりしている。国の制度には限界があると思うが、私たちは子どもたちや保護者の「何とか」という思いを常に受け止めながら運営を行っているというのが実態である。

(2) 第4章「施策の展開（案）」について

担当課長により、資料2-1、資料2に基づき、第4章「施策の展開（案）」について説明。

(質疑)

乾副会長：

前半のニーズ量についてだが、10パーセント弱の子どもたちが就学前の教育・保育施設に通っていないという実態がある。基本理念のすべての子どもたちに幼児教育を受けさせるというところから外れるのではないか。そういった子どもたちをどのように支援していくのか。

事務局：

10パーセント弱というのは、3歳、4歳、5歳を合わせた数字である。

乾副会長：

どのような家庭環境で育っているのか、虐待の素地となっていないか調査してはどうか。就学前の教育・保育施設に行かずに小学校に上がる子どもたちに目を向ける事業が必要と考える。

事務局：

調査によると、伊丹市の子どものほとんどが何らかの施設に通ってから小学校に入学している。伊丹市の子どもの99パーセントが小学校に入学しているため、どこにも行かない子どもは数名程度で、その数名は外国人の方である。

私たち行政が全家庭にお話しを伺うことは困難な点も多く、また、こんにちは赤ちゃん事業や相談支援事業でもすべての方を拾うことはできない。そのため、この計画の中には「地域」という視点があると考えている。虐待の疑いのある家庭や困っている方がいれば、一義的に行政が支援の主体となるべきだが、社会全体で支援に取り組んでいきたいと考えている。

乾副会長：

学校に入る時にしか分からないことも多々あるので、広報紙的な調査をしてはどうか。予防注射を受けない方にどのようにアプローチするかについては、私もそういう方が来た時にはアドバイスするが、なかなか難しい現状である。

育児支援の事業はたくさんあるが、双子家庭の育児支援も大切である。双子の育児が大変で家から出られないとも聞いている。エレベーターがなくて、2人を階段で降ろすことができないということである。

芝野会長：

双子だけではなく多胎児のケースもあったような気がする。

事務局：

多胎児の皆さんが支援を必要しているというわけではないが、妊娠期間にさまざまなリスクを抱えていることも多い。妊娠包括支援事業、こんにちは赤ちゃん事業、保健センターでの相談などを利用していただきながら、対象者を切れ目なく支援し、子育て世代包括支援事業につなげている。すべて網羅できているかについては考えなければならないが、今後ますますの連携強化が必要だと考えている。

今村委員：

公立幼稚園が再編によって少なくなり、小規模の保育施設が増えていく中で、これまで以上に市内の幼児教育と小学校教育のつながりが大事になると思う。幼児教育と小学校教育を連携する事業はあるか。

事務局：

幼小連携の具体的な事業はないが、アプローチとスタートの接続カリキュラムを中心として就学前教育・保育と小学校の連携がますます重要になると考えている。

現在は幼稚園と小学校のつながりがあり、幼稚園の教育課程の先生と小学校の生活科の担当者が一緒に研修する機会があるが、それを他の就学前施設にどのように広めるかが課題と考えている。

私立幼稚園や保育園の先生が集まる研修会などで小学校と関わりについて考えるのも一つである。校区内の就学前施設に声を掛け、小学校が実施する研究授業等に参加してもらい、知ってもらうことから始めていく。その中で連携・接続とつなげて、実践的なものとしていきたい。

田中委員：

基本目標1の子どもを育む、3-①発達支援システム・支援施策の推進について、支援が必要な子どもの早期発見とあるが、資料1の障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもはどのように認定されるのか。ガイドラインやチェックリストなどがあるのか。

事務局：

前提条件として、障害児保育事業の対象とならないというのは、補助の対象にならないという意味である。すべての子どもたちが支援の対象である。

田中委員：

どのような子どもが補助の対象になるのか。自分の子どもが補助の対象になるのかどうかは、どのようにして分かるのか。

事務局：

保育所であれば統合保育であり、公立幼稚園では特別支援教育という枠で実施している。保護者が子どもの状況に応じて申請し、教育委員会や統合保育の判定委員会で専門の先生や現場の先生方と一緒に判定をする。

筒井委員：

うちの認定こども園には1～3号認定の子どもがいるが、就労を希望する保護者が増えてきたと感じている。1号認定で就労している方は、就労の部分が無償化されることについてはすごくありがたいと言われているが、登園時間を守るというルールがあり、就労という面に関しては今後も調整が必要だと感じている。様々な保護者のニーズに対応できる施設でありたいと日々感じている。

3. その他について

今後のスケジュール等について

担当職員により、今後のスケジュール等について説明。

(質問や意見等はなし)

(終了)